



公示第 7-1 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 61 条第 1 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

登録教習機関の住所 東京都港区芝五丁目 35 番 2 号

代表者の氏名 会長 斎藤 充

技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛媛県支部

愛媛県松山市井門町 1081 番地 1

行うことができる技能講習  
・はい作業主任者技能講習

登録年月日 令和 7 年 4 月 11 日

登録番号 第 13 号

令和 7 年 4 月 11 日

愛媛労働局長